「経済安全保障と知的財産」研究プロジェクトの狙い

２１世紀政策研究所　研究主幹
東京大学未来ビジョン研究センター 教授
渡部　俊也

１．経済安全保障政策がもたらすもの

地政学的環境変化は常に産業エコシステムに大きな影響を与えてきました。東西冷戦終結後に颯爽と登場し、世界に遍く拡大しイノベーションの源泉となった、境界のないフラットな産業エコシステムは、今再び部分的なデカップリングを余儀なくされています。輸出規制についても、冷戦終結後に整えられたアレンジメントが機能しなくなり、同士国による新たな規制の枠組みが出現しています。そこでは、幅広い新興技術分野における技術取引に新たな規制が設けられ、ここでも知識と技術の境界が生じつつあります。

加えて近年のデジタル技術の進歩は、新たな産業資源としてのデータの重要性を高め、AI の飛躍的進歩を促しましたが、同時にデータのローカライゼーションや AI サービスへの規制が行われています。この分野では EU や中国の規制などにより、デジタルサービスを地域別に設計せざるを得なくなりつつあります。

経済安全保障政策の概念は多義的ですが、それを「安全に関する国益を、経済上の措置を通じて確保することを目的とした施策」であるとすれば、昨今各国で取り組まれているこれらの施策は、概ね経済安全保障を目的とした施策に基づくものと言ってよいでしょう。これらの施策の強化が産業やイノベーションのエコシステムに強く影響を及ぼしています。

他方、経済安全保障に偏った産業政策によって、極端なデカップリングが進めば、産業の効率は著しく低下してしまいます。イノベーションを促進するための国際協力の必要性、特に研究開発を担う人材の多様性の寄与は実証的にも明らかであり、デカップリングや国際連携の萎縮は、イノベーションに必要な要素をも喪失することにつながります。さらに気候変動などの地球規模の課題解決においては、今まで以上にグローバルな取り組みが不可欠です。これらの分野での国際協力の営みや知識の共有は決して分断されるべきではなく、グローバルフラットなイノベーション協力が不可避であるといえます。

そしてこれらのイノベーションの中心的担い手であるスタートアップが挑戦する市場のルールが、経済安全保障政策に起因する変容を受けつつあります。これらがその成長を阻害することがあってはなりません。

これらの複雑な境界条件を満たした国際的な知識や情報の管理のルールはどうあるべきでしょうか。知識や情報の管理のルールはまさに知的財産制度によって規定されます。

そしてそのような環境下における企業の知的財産戦略はどのようなものが求められるのでしょうか。

本研究テーマはこれらの問いに対して、現行制度の検証と課題の抽出を行いつつ、具体的なケースと実証データの双方を参照しながら検討を積み重ねることで答えを見出そうとするものです。

2．研究に取り組むうえでの五つの視座

研究を進めるうえで重視する視座としては、第一に経済安全保障に関係する制度と産業エコシステムの相互作用に着目した分析を行うことがあげられます。2025 年にわが国で初めて導入されることになるセキュリティ・クリアランス制度は、好適な事例となるでしょう。この制度は政府が保有する機密指定された情報にアクセスする必要がある政府および民間人に対し適性調査を実施し、信頼性を確認した上でアクセスを認める制度です。防衛産業などで政府情報を必要とする場合にのみ適用されるとすれば、機密情報を用いない一般の研究開発には影響を及ぼさないと考えられるかもしれません。他方、今まで存在しなかった政府機密研究やプロジェクトが出現することで、その機密情報を保有するクリアランスホルダーが、いずれは政府機密情報を用いない一般研究にも関与することになるのは注目すべきです。そのことで研究開発のセキュリティーレベルは向上し、研究開発エコシステム全体の規範の変化をももたらすことにつながるでしょう。

米国においては 400 万人以上、民間だけでも 100 万人以上のセキュリティ・クリアランスホルダーが存在しています。これらのクリアランスホルダーは官民の間の職を移動したり、政府機密研究と同時に一般の基礎研究に従事するケースもあります。政府職員も OB となったのちセキュリティ関係の事業に就いているものも少なくありません。このような数多くのセキュリティ・クリアランスホルダーやその経験者が多くの分野の組織に配置されているエコシステムが、民間の経済安全保障に寄与していることは明らかです。他方、同時に彼らが学術研究機関やスタートアップのイノベーションにも貢献しているケースが散見されます。これは機密研究の経験が、一般の研究のセキュリティ管理に貢献するという意味だけでなく、オープンで透明性の高い学術研究を維持発展させるうえでも貢献があることが見て取れることは重要です。これらのセキュリティ・クリアランス制度のもたらす産業エコシステムについての理解を深めることによって、今後のこの制度の在り方や、この制度下における企業や研究機関の戦略を考察することが可能となるでしょう。輸出規制や営業秘密保護などの制度についても同様の検討が可能です。

第二に AI・データなどにおけるガバナンスを経済安全保障の観点でとらえた分析を行うことです。AI が兵器に用いられること、特に自律型致死兵器システムについては国連等で規制の在り方が議論されていますが、産業における AI の利用、さらにはデータの利用に関しては、倫理、個人情報やプライバシー保護などの、人権上の観点からガバナンスの在り方について議論されてきました。EU においては、2018 年に施行された EU 域内の個人データに関する GDPR（General Data Protection Regulation）、2021 年提案され

2024 年 3 月に可決された AI 法（The Artificial Intelligence Act）など、この分野では比較的強い規制がすすめられています。

他方、わが国の AI・データ規制の考え方は、2018 年に取りまとめられた AI・データの利用に関する契約ガイドラインや 2024 年 4 月に取りまとめられた AI 事業者ガイドラインで見られるような自主管理を基軸とするものです。これらの規制については人間中心の原則に則ったものであり、経済安全保障の側面での評価は殊更されてこなかったといえます。しかし AI・データの活用に伴うリスクはプライバシー等だけの問題を超えて、戦略的自立性を損なう可能性があるものと認識されており、経済安全保障面での評価は必要であると思われます。米国では地理空間画像を自動分析などの AI 技術に関しては輸出規制が加えられていることに加え、最近は AI 用の半導体などへの規制が目立ってきています。経済安全保障上の観点において、改めて AI の研究開発とその利用、および学習用を含むデータの管理について検討し、AI によるイノベーションを阻害することがないような考え方、例えばデジタルプラットフォーマーに用いられている共同規制的な要素を加味するなどの論点を念頭に置いて、具体的な事例について検討を行うことが求められます。

第三に国際標準や知財ライセンスについて経済安全保障の視点で着目した分析を行うことです。地球環境問題や情報通信、災害対策などグローバルな協力が不可欠な分野においては、標準化と情報共有、知識の共有が不可欠です。国際標準や、知財のライセンスは、特定目的の産業エコシステムの形成を促す機能があります。したがってこれらの制度を用いて地球規模課題やグローバル協力を促進することは極めて有益といえるでしょう。同時に国際標準は知財戦略との連携を行うことで産業振興施策として有効に機能することが分かっています。その点、他国の動向によって戦略的自立性を損なう可能性がありますが、そのような経済安全保障の観点での評価は十分行われてきませんでした。

オープンソースソフトウエアなど知的財産コモンズも、一種の知財ライセンスであり、国際的協力体制を推進するうえで重要なツールですが、それらが基幹的インフラ領域で利用される場合などにおいては、その経済安全保障上の評価は行われるべきでしょう。

第四にスタートアップのおかれた環境に着目した分析を行うことです。世界のイノベーション創出を支えているのはスタートアップであることは自明です。我が国においても、産業政策の中核にスタートアップ振興が位置付けられるようになりました。このとき、経済安全保障の観点で重要となるディープテック系スタートアップの創出に際しては、大学等の研究機関や大企業を母体とする場合が多く、そこでは単一の組織ではなく複数の組織や投資家などがチームを形成し、必要な経営資源をあつめて創業し、そこにベンチャーキャピタルなどの投資がなされることによって成長していくプロセスを辿ります。この過程ではしばしば国境を超える知識の移転、資金の循環や人材の移動などが伴う複雑な過程が見られます。時には海外の軍関係機関が関与してきたり、軍とつながりのある組織から投資がオファーされることもあります。特に望ましくない技術流出につながる投資や技術移転については、対内直接投資規制や輸出管理上の技術移転規制によって管理が求められているものの、いまだ組織が確立していないスタートアップ創出の初期段階で、これらを管理することの障害は少なくありません。その点からも、スタートアップ

政策について、経済安全保障の観点での評価を行うべきです。このような目的でスタートアップについてのケーススタディを行いたいと思います。

最後に経済安全保障機能を担う主体である企業経営の観点で分析を行うことが肝要です。経済安全保障に関する制度としては、輸出管理を担う外国為替管理法。外国貿易法など既存の枠組みに加えて、重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援および特許出願の非公開に関する四つの制度が施行されました。加えて 2024 年に成立したセキュリティ・クリアランス制度（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律）が加わっています。

これらの法律は上意下達の規制として運用されただけでは十分な機能が期待できず、法目的の理解をベースとした事業者の協力がなければ機能しないものも少なくないと思われます。例えばセキュリティ・クリアランス制度においては、クリアランスホルダーは国にとって極めて重要な人的資源となりますが、その当の本人が、組織の処遇による離職や配置転換などでその役割を果たせなくなっては元も子もありません。これは重要物資や基幹インフラの支援施策を受けた企業の技術者などにも言えることです。

特許非公開制度の例では、特許出願人が保全審査中に特許出願を取り下げることができる制度となっており、第一国出願義務は維持されますが、発明の内容の開示や実施については、初めから特許出願をしなかった場合と同様に制約は受けないものとされています。この制度を利用するか否かについて出願人の裁量に全面的にゆだねられているのです。したがってこの制度が法目的に沿って運用されるためには、企業側の経済安全保障に関する理解があってはじめて機能するものであるともいえるでしょう。

これらの制度の特徴を見る限り経済安全保障制度は、概ね官民協力を前提としたものであり、そのような企業の取り組みを支援する要素があって機能するものであるとみるべきでしょう。このような観点からは、個々の制度が企業によってどのように運用されるのか、その実態やメカニズムを分析して、課題を抽出することが重要になります。

3．本研究の進め方

本研究テーマの推進においてはこのような五つの視座で、個別の事例のケーススタディを行うことで研究を進めていきます。研究成果はオンラインセミナーや、一般向けの公開レポート、さらに動画などによる公表も検討していきたいと思います。単なる研究成果の発信主体としてだけでなく、経済安全保障と知財の施策をよく理解することで、官民の懸け橋となるようなプラットフォームの創生に寄与することを目指したいと思います。